

【法人口座を開設されるお客さまへのお願い】

当組合では、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者にJAをご利用いただくため、法人のお客様の口座開設に際しては、令和7年12月以降下記のとおり対応させていただきます。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当JAの事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます

・当組合の事業エリアは、広島市(阿戸、瀬野、中野、畑賀、船越の各地区を除く)、安芸郡府中町、廿日市佐方・佐方本町・山陽園・城内及び山県郡安芸太田町、北広島町(旧千代田町、大朝町の地区を除く)でございます。

2. 口座開設にあたって、1～2週間程度お時間をいただきます

・口座開設受付時には所定の審査を実施いたしますので、ご回答までに1～2週間程度お時間をいただく場合がございます。

3. 口座開設の審査のため以下の書類をお持ちください

確認事項	お持ちいただくもの(原本をお持ちください)
法人の名称、本店や主たる事務所の所在地	発行後6ヶ月以内の登記事項証明書・印鑑登録証明書
法人の事業内容	発行後6ヶ月以内の登記事項証明書、定款
来店された方の氏名・住所・生年月日	来店された方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
事業実態確認書類	事業に必要な行政庁の許認可証 会社案内(パンフレット等) 決算書類等(新規設立法人であれば事業計画書) 取引先への提案書、見積書、契約書 等

・口座開設の際は審査終了後、改めてご来店いただき、当組合所定の口座開設申込書等の記入をお願いします。
・上記の他に追加で書類の提示をお願いする場合があります。

4. 審査の結果、口座開設をお断りする場合があります。

・総合的な判断により、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. 他人に利用させる目的の口座開設や口座の譲渡・売買等は法律で禁止されています

・貯金規定により、第三者による口座の利用は禁止されております。口座の譲渡・売却・貸与はできません。
・口座の売却・譲渡・貸与が確認された場合、口座の利用停止のほか、警察への通報や捜査への協力を行います。
・このような行為を行った方の情報は全国の金融機関で共有されるため、既存口座が凍結されるほか、新規の口座開設もできなくなる可能性があります。

JA 広島市